議会運営委員会会議録

1 日 時 平成30年11月27日(火)

会議時間 10時00分開会 10時25分閉会

2 会議場所 役場3階第1委員会室

3 出席議員 委員長 : 髙橋政悦

副委員長: 奥秋康子

委員: 桜井崇裕、安田 薫、西山輝和

議 長 :加来良明

4 事務局 事務局長:佐藤秀美、係長:宇都宮学

5 説明員 副町長:金田正樹

総務課長 田本尚彦、総務課長補佐 鈴木聡、行政管理係長 川口二郎

- 6 議 件
- (1) 平成30年 第8回町議会定例会の運営について
 - ①予定議案等(町・議会)の説明
 - ②審議方法等について確認
 - ③会期日程の確認
 - ④陳情、請願、意見書等について
 - ・ I R根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書について
 - ・日米物品貿易協定交渉に関する請願について
- (2) 期末手当の支給月数について
- (3) その他
 - ・議会選出監査委員の選任の義務付け緩和について
 - ・次期の議会運営委員会への申し送り事項について
- 7 会議内容 別紙のとおり

議件(1)平成30年第8回町議会定例会の運営について

委員長: (髙橋政悦) おはようございます。ただいまより議会運営委員会を開催する。 本日の議件は、平成30年第8回町議会定例会の運営についてである。よろしくお願いする。

①予定議案等(町・議会)の説明

委員長:早速、議件に入る。平成30年第8回町議会定例会の運営について、予定議案等について執行側か ら説明願う。

副町長:(金田正樹) 12 月定例会の提案議案について説明する。議案番号順に説明する。

(資料に沿って説明)

議案第79号~84号 一部改正条例6件

議案第85号~90号 平成30年度各会計補正予算6件

議案第91号 過疎地域自立促進市町村計画の変更

議案第92号 人舞辺地に係る総合整備計画の策定

議案第93号 十勝圏複合事務組合規約の変更

議案第94号 損害賠償の額の決定及び和解(町道御影南6線道路の車両損傷事故)

行政報告 町道御影南6線道路の車両損傷事故

以上が、現在予定している案件である。今後において追加議案等がある場合には、その都度議長、 委員長とご相談し進めさせていただくのでよろしくお願いしたい。

また、審議の要望であるが、議案第85号~90号の補正予算、これに関連する条例として議案第 79 号・80 号の給与の一部改正、議案第 94 号の損害賠償の額の決定及び和解、更には、第 91 号・ 92 号の計画の策定については、年末及び事務執行上、開会の初日に審議・議決をいただけるよう ご配慮願う。

以上、12月定例会の議案の説明とさせていただく。よろしくお願いする。

委員長:ただいま執行側より提出予定議案の説明を受けたが、内容等について質疑を受ける。 特にないか。

(なしの声あり)

委員長:続いて、議会提出分について事務局長から説明を受けたい。

佐藤局長:議会提出分について説明する。

委員会報告であるが、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から所管事務調査の報告がある。 議会活性化特別委員会について、平成28年6月から調査・検討を進めてきたが、ほぼ調査が終 了段階ということで12月定例会において最終的な調査報告を行う予定。

議員提出議案であるが、議会活性化特別委員会の調査・検討の中で、職務異動による議員報酬減 額の際の報酬月額を日割り計算に改めるという結果となり、清水町議会議員の議員報酬、期末手 当及び費用弁償条例の一部を改正する条例提案を予定している。

陳情・請願・意見書については、2件ある。1件目は「JR根室線の早期災害復旧と路線維持を 求める意見書」で、十勝町村議会議長会から提出の要請がある。 2件目は「日米物品貿易協定交 渉に関する請願」が清水町農民連盟から提出されている。これらについては後ほど取扱いを協議 していただきたい。

その他として、一般質問の際に、町内会連絡協議会の傍聴が予定されている。

委員長 : ただいま議会事務局長から議会側の案件について説明があった。 これについて質疑を受けたいと思 うが何かあるか。

(なしの声あり)

委員長:それでは、執行側と議会側の提出予定議案等については、説明を受けたとおり確認をしたというこ とでよろしいか。

(はいの声あり)

②審議方法について確認

委員長:続いて、審議方法について確認する。条例の一部改正、補正予算、一般議案は、今までと同様に本 会議審議としてよろしいか確認したい。

(よろしいとの声あり) 委員長:本会議審議とする。

③会期日程の確認

委員長:次に、会期日程の確認であるが、先ほど、執行側から議案第85号~90号の補正予算、補正予算関連として議案第79号・80号の条例、議案第94号の損害賠償の額の決定及び和解、更に、議案第91号・92号の計画の策定については、開会の初日に審議してほしいと申入れがあった。執行側からの要望どおりの審議日程としてよいか確認したい。

(よろしいとの声あり)

委員長: 議案第79号・80号、85号~90号、91号・92号、94号について初日の審議とする。

それでは、それを踏まえた案について事務局長から説明を受けたい。

佐藤局長: それでは、町提出議案、議会提出案件等を考慮して事前に委員長と日程等の協議をしたので現段 階での予定を説明する。

初日は12月11日(火)。議会運営委員会委員長報告の後、行政報告。続いて平成30年度一般会計以下6会計補正予算。議案第79号・80号・94号は補正予算と関連するので併せて審議する。その後、一般議案等としては、執行側から要望のあった議案第91号・92号の審議を行う。

議会関係については、日米物品貿易協定交渉に関する請願を受理しているので、初日に所管委員会に付託を行う。それから、総務産業・厚生文教常任委員会からの所管事務調査の報告、議会活性化特別委員会からの調査報告を行う。

翌日の12月12日 (水) から16日 (日) まで休会にしたい。

12月17日(月)に再開して、請願の委員会審査が終了している場合は請願の審査報告を行う。 その後一般質問になる。一般質問については、通告人数によるが、12月17日(月)・18日(火) の2日間を予定している。

翌日の12月19日(水)は休会とし、12月20日(木)に再開し最終日となる。

12月20日(木)の最終日については、残りの議案を審議する。条例の一部改正については議案 第81号・82号・83号・84号の4件、一般議案等については、議案第93号の十勝圏複合事務組 合規約の変更について審議を行う。議会関係については、議員提出議案、清水町議会議員の議 員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例、意見書の審議をして閉会としたい。

委員長: ただいま、事務局長より現状でのおおよその日程案の説明を受けたが、案のとおりでよいか確認を したい。

(よろしいとの声あり)

委員長:説明を受けた日程案のとおりとするが、最終的には一般質問の通告を受け、追加議案等を確認して、 次回の委員会で決定することにする。会期は12月11日から20日までの10日間を予定している。

④陳情、請願、意見書等について

委員長:陳情、請願、意見書等について、1つ目は「JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書」。 これは、十勝町村議会議長会からの要請である。今定例会での提出に向けて、所管の常任委員会 である総務産業常任委員会で協議をしていただくことでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長:総務産業常任委員会で協議をお願いすることとする。

2つ目は「日米物品貿易協定交渉に関する請願」。請願については、会議規則第91条で所管の委員 会に付託することとされているので総務産業常任委員会へ審査を付託することでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長:この請願については総務産業常任委員会へ付託とする。

議会運営に関しては以上となる。執行側の皆さんに退席していただく。休憩する。

【休憩 10:19】 【再開 10:19】

議件(2)期末手当の支給月数について

委員長: 再開する。期末手当の支給月数について、皆さんの手元に給与勧告の骨子を配付している。本年の 国家公務員に対する人事院勧告に準じて、本町職員の給料・手当等の改正が提案されることになっているが、期末・勤勉手当の支給月数は 4.40 月から 4.45 月に引き上げられることになった。 現在、本町議会議員の期末手当支給月数が 4.45 月で、議会活性化特別委員会の議員報酬に関連 した調査・検討において、今後は人事院勧告に準じた支給月数に改めることになっていたが、支 給月数が結果的に同じになり、改正の必要がなくなった。その辺についてご承知おき願いたい。

議件(3) その他

・議会選出監査委員の選任の義務付け緩和について

委員長: その他について、1つ目として、地方自治法の一部改正により、議選監査委員選任の義務付けが緩和されたが、本町の取り扱いについて、議長が町長と協議を行ったので、その結果を議長から報告していただく。

加来議長:この件については、委員長から説明があったように、地方行政の改革の一環として検討され、今年4月から施行されている。今まで町村では議会選出の監査委員が1人、もう1人が識見のある方であったが、議選監査委員選任の義務付けが緩和され、識見監査委員2人のみとすることが可能となる法改正があった。それを受けて執行側の意向を確認したところ、現状のままでいきたいということであり、執行側と協議した結果、議会としても今までどおり議会から1人選出していくということになったので、了承していただきたい。話の中で、議会においては常任委員会が3つになり役職が増えて議員の負担が大きくなるので民間から識見監査委員を出したほうがいい部分もあるが、執行側は当分現状にままでいきたいとのこと。代表監査委員にも意見を聞いて判断したので、議会運営委員の皆さんに了承をいただければと思うのでよろしくお願いする。

委員長:今、議長から説明を受けたとおり、町長及び代表監査委員の意向で今までのままでいきたいとのこと。このことに関して特に意見はあるか。よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長:議会選出監査委員の選任の義務付け緩和について、議長の説明のとおりということでご承知願いたい。

・次期の議会運営委員会への申し送り事項について

委員長:次期の議会運営委員会への申し送り事項について、来年1月26日で任期が満了となる。これまでの議会運営委員会での調査等において、次期の議会運営委員会へ申し送りする事項があるかどうか確認したい。今、議会活性化特別委員会で調査・検討しているところなので、その結果が今回の定例会で出されるということで特に見当たらないのかなという気もするが。皆さんの中から申し送り事項について何かあるか。

(なしの声あり)

委員長:用意された議件は以上であるが、委員から他に何かあるか。

(ありませんの声あり)

委員長: 次回の議会運営委員会は12月4日 (火)、一般質問通告後、午後2時に開会する。 以上で、議会運営委員会を終了する。

【終了 10:25】